

ご遺族のかたへ



このたびのご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

下記の項目に該当する方は、担当窓口で必要な手続きをお願いします。

※全ての手続きに共通して【印鑑】が必要です。

確認	対象となる人	必要な手続き	必要な物	担当窓口
	印鑑登録証をお持ちの方	・印鑑登録証の返還	・印鑑登録証	住民課
	住民基本台帳カードをお持ちの方	・住民基本台帳カードの返納届出及び返還	・住民基本台帳カード	
	国民健康保険に加入されていた方	・国民健康保険証等の返還 ・葬祭費の請求	・国民健康保険証 ・高齢受給者証等 ・喪主の預金通帳	
	国保世帯の世帯主の方	・国民健康保険証の差替え	・世帯員の国民健康保険証	
	国民年金に加入されていた方	・死亡一時金の請求手続き ・遺族年金の請求手続き等	・年金手帳	
	国民年金を受給していた方	・死亡届出 ・未支給年金の請求	・年金証書 ・申請者の預金通帳 (申請者の優先順位は配偶者、同居の子、別居の子)	福祉課
	後期高齢者医療に加入されていた方	・保険者証の返還 ・葬祭費の請求	・後期高齢者医療被保険者証 ・喪主の預金通帳	
	福祉医療医療費助成の該当の方	・福祉医療費受給者証の返還	・福祉医療費受給者証	
	児童手当を受給していた方	・未支払児童手当・特例給付の請求 ・児童手当・特例給付の認定請求	・子及び保護者の預金通帳 ・保護者の健康保険証	
	介護保険者証をお持ちの方	・資格喪失届出 ・介護保険被保険者証返還	・介護保険証 ・家族の口座情報	
	身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・手帳の返還届出及び返還	・各手帳	
	あんしんボタンをお持ちの方	・あんしんボタンの廃止届出及び返納	・あんしんボタン	
	納税義務のある方	・納税義務者の変更等 ・口座の変更届出等	・相続人の預金通帳及びお届け印	税務課
	上下水道の使用者	・使用者変更届出 ・口座の変更届出	・新使用者の預金通帳及びお届け印	建設課

※その他ご不明な点は、各課窓口へお尋ねください。

輪之内町役場 TEL (0584) 69-3111

050-5808-9600